

東御市空家等対策実施施策 令和5年度年次計画

区分	空家等対策計画 施策			年次計画			担当課	具体的な対応方針区分
	番号	施策・取組み	内容	事業名	事業内容	令和5年度計画		
空家等発生 の抑制	1	適正な空家等管理に対する意識の醸成及び啓発活動	居住段階から空家となった場合の適正な管理について、情報発信や相談会の開催などによる意識の醸成・啓発を図る	全地区空家相談会	空家家の相談問題や利活用方法、空家バンクへの登録について、不動産取引や行政手続きの専門家や市職員に無料で相談できる場を提供する。	昨年度好評であったことから、5月21日と1月末の2回開催する。対象者は次のとおりとする。 ・空家所有者、家族・親族 ・空家になる可能性のある物件の所有者、家族・親族 ※空家に住みたい・空家を借りたい方は対象外	企画振興課 関係課	(1)-①③
				市報等での啓発活動	空家問題は市全体において、深刻な問題となっていることから、市報でシリーズ化した形で継続的に記事を掲載することで、市民へ空家家についての関心を高める。5月号で特集記事を掲載し、6月号以降は、4回程度コラム形式で記事を掲載予定。移住体験施設の活用状況などをYouTubeなどのSNSで発信することで、空家家の活用方法を具体的にイメージしてもらいきっかけを創出する。	事業内容のとおり	企画振興課	
				啓発チラシ作成	空家家となる前の準備、及び空家家となった後の適正管理の必要性や、各種支援制度についてまとめ、所有者意識の醸成を図る。	既存の啓発チラシをベースに関係との協議により内容を更新し、窓口での配布及び令和6年度固定資産税等の納税通知書(令和6年4月)に同封する。	建設課 企画振興課	
	2	地域への情報提供と連携体制の構築	地域との連携体制を構築し、空家家に関する情報を共有し地域との連携体制を構築する	地区別空家家セミナー	昨年度、地区別の相談件数が少なかったことから、各地区の協議会と連携し、空家家に関する業務を専門に行っている地域おこし協力隊等がセミナーを実施することで、市民への意識啓発を促進し、1月の全地区空家家相談会へつなげる。空家家問題は、地域の問題として考えてもらうため、対象者を地元住民とする。	12月中に各地区公民館で実施する。	企画課 地域づくり支援室 関係課	(1)-①③
	3	高齢者等への総合相談窓口	医療と介護、福祉の総合相談窓口である地域包括支援センター機能と市内外の居宅介護支援事務所が連携しさらなる支援体制を構築する	空家家予備軍掘り起こし	独居老人や高齢者世帯が増加していることから、今後空家家となり得る可能性のある「空家家予備軍」が多く存在すると考えられる。空家家になる前に、対策を講じることが有効であることから、今年度は、普段独居老人や高齢者世帯と接する機会が多い福祉課、ケアマネージャー、民生児童委員などの皆さんに、ヒアリングを実施し、実態等を把握することで、今後の具体的な対策について検討する。	7月以降に、福祉課、ケアマネージャー、民生児童委員と日程調整を行い、順次ヒアリングを実施する。	企画振興課 福祉課	(1)-①
				高齢者等への総合相談窓口	医療・介護・福祉の総合相談窓口である地域包括支援センターと市内外の居宅介護支援事業所が連携し、さらなる支援体制を構築する。	・市内のケアマネが定期的集まるケアマネネットで空家対策に係る情報を共有する機会を設ける。 ・ケアマネの事業所ごとに情報交換の場を設ける。	福祉課	
	4	リフォームに関する情報提供及び相談体制の整備	国、県のリフォーム補助金に関する情報提供やリフォームに関する相談体制を充実させる	リフォーム補助金の活用	国及び県では、断熱性能を向上させる等の省エネルギーに資するリフォーム工事への補助を行っているため、補助金を活用した住宅利活用を促進する。	国及び県の制度について情報収集に努め、窓口へのチラシ設置及び問い合わせの際に周知する。また、空家家相談会において案内を行い、空家家の利活用を促進する。	建設課	(1)-②
	5	住宅の安全性及び質を高めるための住宅改修促進	市の制度を活用した木造住宅耐震診断及び耐震改修を促進する	耐震診断及び耐震改修への補助	昭和56年5月31日以前に着手された一戸建て木造住宅を対象として、耐震性能の評価(無料)及び診断結果に基づき補強及び建替えへの補助(上限100万円)を行い、耐震化を図るとともに、空家家の利活用につなげる。R4実績 診断10件、補強建替え2件	納税通知書等へのDMの封入や空家家相談会で制度の周知を行い、耐震化と空家家の利活用を促進する。	建設課	(1)-②
	6	長期優良住宅認定による資産税の軽減措置	耐震改修又は省エネ改修を施した長期優良住宅認定による減税特例の周知を図る	長期優良住宅認定による資産税の軽減措置	空家家等発生抑制のため、耐震改修又は省エネ改修を施した長期優良住宅認定により減税特例措置を講じられる。	この制度について、市報やホームページ、パンフレット等を活用して、周知を図る。	税務課	(1)-① (2)-②
7	空家家バンクの周知及び情報発信	空家家バンクの周知及び情報発信により登録件数の増加を図る	空家家バンク制度の充実	各地区地域づくり協議会、区長会と連携し、空家家の掘り起こしを進めるとともに、移住者の意向に沿いながら、移住者と空家家とのマッチングを促進する。	全地区空家家相談会、地区別空家家セミナーなどを通じて、空家家の掘り起こしを行い、移住者からの相談に応じて随時空家家とのマッチングを行う。	企画振興課	(1)-③ (2)-①	
8	重伝建地区・家屋調査連携事業	売買、賃貸を希望する所有者等の実態を保存会と協働して把握し、空家等の商業的利活用を希望する者とをマッチングする	海野宿魅力発信事業	海野宿でのイベント開催を通じて、海野宿への来訪者数の増加を図り、海野宿内の建物の魅力を知ってもらう機会を創出し、マッチング機能の向上を図る。	定期的に海野宿でイベントを開催し、海野宿の建物や文化に触れる機会を創出し、マッチング機能の向上を図る。	商工観光課 (教育委員会)	(1)-③ (2)-③	
9	田中地区・店舗調査連携事業	売買、賃貸を希望する所有者等の実態を東御市商工会などと協働して把握し、空家等の商業的利活用を希望する者とをマッチングする	空家等の商業的利活用による市街地活性化事業	東御市商工会と連携し、田中商店街の空家家・空き店舗状況の把握及び更新を行い、創業相談者への情報提供を行うと共に、事業者と所有者のマッチングを行う。	空家家・空き店舗の状況把握を継続しておこないリスト化し、新規創業者向けの講座「創業塾」開催時等に情報提供及びマッチングに取り組む。	商工観光課	(1)-③ (2)-④	

区分	空家等対策計画 施策			年次計画			担当課	具体的な対応方針区分	
	番号	施策・取組み	内容	事業名	事業内容	令和5年度計画			
空家等の利活用	10	空き家バンクの周知及び利用促進	空き家バンクの周知及び支援制度により登録・契約を促進する	「東御市空き家片付け事業補助金交付要綱」の見直し	令和4年度に実施した空き家所有者の意向を踏まえ、補助対象経費及び限度額等の見直しを行う。	他市町村の情報を収集し、年内(12月)に見直しを行い、令和6年度予算に計上する。	企画振興課	(1)-③ (2)-①	
	11	移住定住希望者への情報発信	移住定住希望者への空き家情報提供により移住定住を促進する	移住体験施設を活用した空き家の利活用の推進	和地区に整備した移住体験施設を基軸に、和地域づくり協議会と連携し、地域のイベント等をパッケージ化したお試し移住体験を積極的に実施することで、「地域と一体となったモデル事業」を構築し、各地区の空き家の利活用を波及させる。和地区以外の地区において、拠点となる移住体験施設となりうる物件を探索し、「地域と一体となったモデル事業」を展開する。	随時、和地域づくり協議会と情報交換を図りながら、実施する。	企画振興課	(2)-①	
	12	空き家所有者等に対する一元的対応	空き家対策担当の地域おこし協力隊を配置し、空き家所有者等に対する一元的な対応窓口の構築を検討する	検討中	〃	〃	〃	企画振興課	(1)-① (2)-①
	13	固定資産税(市税)軽減措置の対象となる施設の利活用	家庭的保育、居宅訪問型等の小規模保育事業に供する家屋等の減税特例の周知を図る	固定資産税(市税)及び不動産取得税(県税)軽減措置対象となる施設の利活用	固定資産税については、家庭的保育、居宅訪問型等の小規模保育事業に供する家屋等に特例措置が講じられる。不動産取得税については、家庭的保育事業等の用に供する家屋等の不動産取得において特例措置が講じられる。	この制度について、市報やホームページ、パンフレット等を活用して、周知を図る。また、事業者への周知として、保育課等の関係部署と連携を図る。	税務課	(2)-②	
	14	不動産取得税(県税)軽減措置対象となる施設の利活用	家庭的保育事業等の用に供する家屋等の不動産取得に係る減税特例の周知を図る	〃	〃	〃	税務課	(2)-②	
	15	重伝建資源を活かした商業的利活用促進事業	教育委員会と調整を図りつつ、空家等の所有者と商業的利活用を希望する者とをマッチングする	重伝建の空き家等利活用促進事業	海野宿保存会等と継続して情報共有を行い、これまでに作成した空き家マップの更新を継続し、空き家の活用(取得・借入を含む。)希望者と所有者とのマッチング体制の構築に取り組む。	これまでに作成した空き家マップの更新に加え、建物の大きさ等を記載した建物毎の台帳の整備を行う。地元海野宿保存会を中心としたマッチング体制構築の検討。	商工観光課	(1)-③ (2)-③	
	16	空家等の商業的利活用による市街地活性化事業	空店舗等の所有者と商業的利活用を希望する者とをマッチングする	9同様	〃	〃	〃	商工観光課	(1)-③ (2)-④
17	空家等に関するデータベース整備と活用	データベース構築し関係部署等と共有・連携により空家等対策の強化を図る	空家等に関するシステム運用	令和4年度において、空家等の所在、状態及びアンケート調査を管理するためのシステムを導入した。	関係課において運用方法を統一することで、相談や対応内容を各課で共有し空き家相談の効率化を図る。	企画振興課 建設課	(2)-⑤		
管理不全な空家等の改善	18	管理不全な空家等に対する相談	管理不全な空家等に対する相談窓口となり関係部署へ繋げる	管理不全な空家等に関する相談・助言・指導	植栽繁茂、野生動物の営巣など、管理不全な空家に関する近隣住民からの苦情に基づき、管理者へ適正管理を促す。概要については、データベース化	通年受付	生活環境課	(3)-①	
				老朽危険空き家解体への補助金検討	空家等が解体されない一番の原因が解体費用に関することから、すでに県内複数の自治体でも取り組まれている、老朽危険空き家解体への補助金を検討する。	補助事業実施の有無、危険度合いや跡地利用などの適用要件及び財源確保等を検討する。	建設課		
	19	管理不全な空家等(倒壊等)の管理指導と特定空家等の一元的対応及び措置	地域住民及び周辺環境に深刻な影響を及ぼす空家等への一元的助言・指導及び特定空家等への認定と法的措置を実施する	特定空家等への措置	地域住民及び周辺環境に深刻な影響を及ぼす特定空家等について、改善するための法的措置を実施する。	すでに特定空家等として認定した案件について、案件ごとに個別具体的な対応方針を検討し、所有者及び相続関係人に対し改善のための指導・助言を実施する。	建設課	(2)-②	
	20	管理不全な空家等の管理指導	雑草や立木の繁茂などによる管理不全を所有者等への改善を依頼する	〃	〃	〃	生活環境課	(2)-①②	
	21	空き家を除却した土地の固定資産税等の減免	空き家を除却した場合の税負担を減免し不要な空き家の除却を促す	空き家を除却した土地の固定資産税等の減免	空き家を除却した土地について、空き家対策の促進および市民の安全安心の確保に寄与することを目的とし、固定資産税等の減免措置を講じられる。	この制度について、市報やホームページ、パンフレット等を活用して、周知を図る。	税務課	(2)-② (3)-①	
	22	所有者等を特定する方法に関する研究	不在者財産管理制度及び相続財産管理制度を研究し所有者等の特定及び管理不全な空家等の改善を図る	検討中	〃	〃	建設課	(3)-②	
	23	行政による緊急安全措置等に関する制度の活用検討	必要最小限度の危険回避措置を講ずることのできる制度の活用を検討する	検討中	〃	〃	建設課	(3)-②	
24	固定資産の情報提供、相続等状況の把握	空家等所有者の固定資産税情報、相続状況等を把握し関係部署と共有し所有者不明土地の発生を防ぐ	固定資産の情報提供、相続等状況の把握	空家等所有者の固定資産情報、相続状況等を把握し、関係部署と共有し所有者不明土地の発生を防ぐ。	引き続き、固定資産情報の関係部署への情報共有と相続人調査を継続し、相続人の把握に努める。	税務課	(3)-①②		